

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	公安委員会委員の報酬等に関する条例			
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集	第 2 編第 4 章第 1 節	
所 管 部 局 室 課	総務部人事課			
条 例 の 概 要	地方自治法第 203 条の 2 第 4 項に基づき、公安委員会委員に支給する報酬及び費用弁償並びにその支給方法について定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容		備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	地方自治法第 203 条の 2 第 4 項に基づき、公安委員会委員の報酬の額並びに支給方法等について、条例で定めるものであり、必須の条例である。		
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	公安委員会委員の報酬等の額については、知事等特別職の給料等の額の改定に準じて、改正を行っており、また、費用弁償として支給する旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容である。		報酬月額 委員長 39 万円 委員 36 万円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	公安委員会委員の報酬等の額については、知事等特別職の給料等の額の改定に準じて、改正を行っており、また、費用弁償として支給する旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的なものとなっている。		
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方自治法に基づき、公安委員会委員の報酬の額等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。		
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方自治法に基づき、公安委員会委員の報酬等を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。		
	その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由		特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。		報酬額等の適正化に努めるため、見直しを適宜検討し、改正を行っていく。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有	無